

会 議 録

会 議 の 名 称		令和6年度 第1回 福津市国民健康保険運営協議会
開 催 日 時		令和6年9月2日（月） 午後 7時00分から 午後 8時10分まで
開 催 場 所		福津市役所 別館1階 大ホールA・B
委 員 名		〈出席委員〉 廣渡 由利弥 真次 誠一郎 高木 義明 古野 貴 中島 究 東 陽子 片岡 礼子 仲村 亀雄 〈欠席委員〉 都島 直來
所 管 課 職 員 職 氏 名		市民生活部長 谷口 由貴 保険年金医療課長 朝長 弘美 保険年金係長 笹田 美和 保険年金係 大坪 莉奈
会 議	議 題 （ 内 容 ）	（1）福津市国民健康保険事業の運営について（諮問） （2）福津市国民健康保険の状況
	公開・非公開の別	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部公開
	非 公 開 の 理 由	
	傍 聴 者 の 数	1名
	資 料 の 名 称	・ 令和6年度第1回福津市国民健康保険運営協議会次第 ・ 福津市国民健康保険運営協議会委員名簿 ・ 福津市国民健康保険条例（抜粋） ・ 福津市国民健康保険事業の運営について（諮問） ・ 福津市国民健康保険の状況 ・ マイナンバーカードと健康保険証の一体化について ・ 国民健康保険証発送時同封チラシ（令和6年6月）
会 議 録 の 作 成 方 針		☐ 録音テープを使用した全文記録
		☒ 録音テープを使用した要点記録
		☐ 要点記録
		記録内容の確認方法 委員確認
そ の 他 の 必 要 事 項		

令和6年度 第1回 福津市国民健康保険運営協議会会議録

令和6年9月2日

市役所 別館1階 大ホール

(事務局) 本日は、大変お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。
本日の会が令和6年度第1回の会議となっております。
私は保険年金医療課の朝長と申します。よろしくお願いいたします。
なお、本日は都島委員より欠席との連絡をいただいておりますので、ご報告いたします。

それでは、ただいまより「令和6年度第1回福津市国民健康保険運営協議会」を開催いたします。

「福津市国民健康保険運営協議会委員名簿」をお配りしております。

福津市国民健康保険条例第2条第1項第1号から第3号の規定により委員の定数が定められています。構成は1号委員の被保険者代表委員3名、2号委員の保険医及び保険薬剤師代表委員3名、3号委員の公益代表委員3名です。それぞれにご挨拶をいただきたいところですが、会議時間の短縮のため、割愛させていただきます。委員の皆さま、どうぞよろしくお願いいたします。

ここで、事務局職員の紹介をさせていただきます。

本日は諮問を予定しておりますので、市長の原崎が出席しております。

市民生活部長の谷口です。

続きまして、私、保険年金医療課長の朝長です。

次に、保険年金係長の笹田です。

最後に、保険年金係 国保運営協議会担当の大坪です。

どうぞよろしくお願いいたします。

つづきまして、本協議会の成立宣言を行います。国民健康保険運営協議会規則第5条第1項の規定により各代表1名以上を含む過半数の委員の出席で会が成立します。

本日は、各代表1名以上、定数9名中8名の出席をいただいておりますので、定数を満たしておりますので、本協議会は成立します。

それでは、片岡会長よりごあいさつをお願いいたします。

1. 会長あいさつ

【会長あいさつ】

(事務局) ありがとうございました。

それではこの後の議事進行につきましては、国保運営協議会規則第2条第1項の規定により片岡会長をお願いいたします。

(会 長) それでは次第に沿って進めます。滞りなく進行しますよう皆さまのご協力をお願いいたします。

2. 議事録署名人の指名

(会 長) では最初に、国保運営協議会規則第8条第1項の規定により、会長及び会長の指名する出席委員が会議録の署名をすることになっておりますので指名をさせていただきます。

被保険者代表の 真次委員をお願いいたします。

議事に入ります前に、本会議は公開となっております。福津市附属機関の会議の公開に関する要綱第5条の規定により1名の方が本会議の傍聴を希望されています。

皆さま、傍聴人を入場させたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【委員了承】

それでは、事務局は傍聴人を入場させてください。

【傍聴人着席】

それでは議事に入ります。

3. 議事

(1) 福津市国民健康保険事業の運営について(諮問)

(会 長) 第1の議題は、福津市国民健康保険の運営についての諮問です。事務局お願いします。

【市長より諮問】

(2) 福津市国民健康保険の状況

(会 長) 第2の議題、福津市国民健康保険の状況について、事務局の説明を求めます。事務局お願いします。

(事 務 局) それでは、福津市国民健康保険の状況について、令和5年度決算を中心に説明いたします。

【事務局より説明】

(会 長) ただいま説明のありました件について、ご意見、ご質問のある方は、挙手をお願いします。

ないようでしたら、これを持ちまして本日の議事を終了いたします。

4. その他

（会 長） その他、委員の方でご意見等がある方はいらっしゃいますか。
事務局から他にありませんか。

（事 務 局） すみません。ひとつよろしいでしょうか。

皆さまの机の上に配布させていただいております資料をご覧ください。
今年度、令和6年12月2日から実施される「マイナンバーカードと健康保険証の一体化」
について、国民健康保険の状況を少しお話させていただきます。

【事務局から説明】

（会 長） お尋ねになりたいことがありましたらお願いします。

（委 員） マイナンバーカードで受診をしています。窓口での同意項目が4つほどあると思うのですが、その説明の文書などはないのでしょうか。窓口では次の方も待っておられるので、あまり読まないまま「同意する」を押している状況です。先生方は病院でどのようにされているのですか。また、「同意しない」を押した場合はどうなるのですか。

（委 員） 窓口では、受付が説明をしながら案内をしています。また、「同意しない」を選択した場合でも受診できないことはありません。

（事 務 局） 同意項目としては診療情報・薬剤情報・特定健診情報・限度額情報があるようです。同意項目にはこのようなものがありますという説明動画がネット上にはあります。書面上での説明があると良いということですね。

（委 員） 個人に説明文を配布しておけば、同意項目を事前に分かったうえで「同意する」または「同意しない」を選択できると思います。窓口で同意項目を読むのは、字が小さくてお年寄りには読みづらいですし、次の方も待っているので焦ってしまいます。

（事 務 局） ご意見ありがとうございます。個人に文書でのお知らせを郵送するタイミングは年度更新の時期しかなく、次は来年度の7月頃です。市の公式ホームページは随時更新が可能ですので、こんな同意項目がありますという内容をホームページに入れることができるか検討したいと思います。

（委 員） ありがとうございます。ただ、お年寄りはホームページを見ることは難しいと思います。

（会 長） 広報誌に載せることはできないのですか。

（事 務 局） 今後の予定の中でお話ししていた、広報誌でのマイナ保険証の掲載ページと一緒に掲

載するか、別号で掲載するか、広報の担当と調整してみます。

（会 長） 他にどなたかございませんでしょうか。

（委 員） 「資格確認書」を交付する方と「資格情報のお知らせ」を交付する方の判別はどのようにするのですか。

（事 務 局） システムの改修を行っているところですが、マイナ保険証の登録がある方かどうかをシステムで判別します。

（委 員） ありがとうございます。あと一点質問させていただきたいです。
マイナ保険証を暗証番号で使用する際、暗証番号を何回か間違えてしまうと使えなくなってしまう、10分後にまた使えるようになるというわけでもなく、市役所でしか解除できないと聞いています。病院側としては、患者様もわざわざ市役所へ行くのは大変だと思いますし、押し間違えてしまう方や暗証番号を誤って覚えている方はいらっしゃると思うので、対応策は何かないのでしょうか。

（事 務 局） 現状、本人が市役所へ来庁されないと解除できないこととなっています。
暗証番号の管理に不安がある方には、本人確認方法を顔認証または目視確認に限定し、暗証番号の設定を不要とした顔認証マイナンバーカードもあります。

（委 員） ふつうのマイナンバーカードでも受診する時に、暗証番号ではなく顔認証を選択できますよね。わざわざ顔認証だけにする必要はあるのでしょうか。

（事 務 局） 暗証番号を押し間違えるリスクに限って言いますと、顔認証マイナンバーカードを作られる方は、顔認証だけという登録をしているため、暗証番号を間違えることはありません。

（委 員） 顔認証マイナンバーカードには暗証番号が設定されていないから、そもそも暗証番号を間違えることがないということですよね。
顔認証での受診を危惧している理由として、カメラに顔を写す時に、足が悪い方など認証が難しい方がいらっしゃるって、もちろんサポートもしているのですが、それでもなかなか認証できず、暗証番号での受診となってしまいます。その点で、暗証番号を押し間違えて使用できなくなってしまったときの対応策が、市役所への来庁以外に何かあればと思ったのですが。

（会 長） この件につきましては、市だけで解除方法を変更できる問題ではないと思いますので、マイナ保険証の利用方法の周知など、今できる対応策を検討していただけたらと思います。

他にどなたかございませんでしょうか。

それでは、これで進行を事務局にお返しします。みなさまのご協力に感謝いたします。ど

うもありがとうございました。

(事 務 局) ありがとうございました。

この後、事務連絡をさせていただきますので、傍聴人の方はご退席いただきますようお願いいたします。

< 終 了 >